

家屋および敷地の譲渡（譲渡後、耐震改修）（様式 1-3） ▽被相続人が家屋に居住していた場合▽

※被相続人居住用家屋等確認を受けることにより特例対象となる家屋およびその敷地の譲渡は下記の家屋です。

- ☐ 家屋の建築年月日が昭和 56 年 5 月 31 日以前であるもの（建築年月日：_____年 ____月 ____日）
 ※建物の「登記事項証明書」または「閉鎖事項証明書」で確認してください
- ☐ 譲渡日が被相続人の死亡日（令和 ____年 ____月 ____日）から3年経過日の属する年の12月31日までのもの（譲渡日：令和 ____年 ____月 ____日）
 ※「売買契約書」と「除票住民票（除かれた住民票）」により確認してください

このチェックシートで書類をチェックし、申請時に提出してください。
 ※①～⑧の番号は申請書に添付する【提出書類の確認表】の番号と同じです。

添付する必要書類／入手先／確認事項・注意点等		
① ☐ 被相続人の住民票の除票（除かれた住民票） ※「死亡日」と「死亡日の居住地」を確認できるものであれば交付日は問いません ➢住民票の除票を取得することが難しい場合は、被相続人の「死亡日」と「死亡日の居住地」を確認できる被相続人の戸籍（除票）と戸籍の附票でも可	北° - 不可 市役所 1 階 ⑭⑮番窓口	☐ 相続発生日（死亡日） （令和 ____年 ____月 ____日） ☐ 被相続人が相続直前まで家屋に居住 ☐ 死亡時の居住地が申請の家屋である ☐ 申請書と合っている （被相続人の氏名・住所、相続発生日）
② ☐ 家屋の相続人全員の住民票《譲渡後に取得したもの》 ※相続開始（死亡時）の直前から譲渡までの住所がわかるもの ➢住民票に代えて相続人の戸籍の附票でも可 ➢住民票で相続開始（死亡日）の直前の住所が確認できない場合は戸籍の附票 ・従前の住所を定めた日や転入日等の記載がない場合 ・被相続人の死亡時以降 2 回以上転居している場合など → ☐ 戸籍の附票 ➢国外に居住している場合は、公的機関発行の住民票相当の住所、居所等を証明する書類	北° - 不可 各相続人の居住地の市役所、区役所など	☐ 相続開始の直前から譲渡まで申請の家屋に被相続人以外の居住者がいなかった ☐ 相続人の相続直前から譲渡まで住所が当該家屋以外の住所になっている ☐ 申請書の「申請者」「他の相続人」と住民票の「住所、氏名」が合っている
③ ☐ 家屋又は敷地の売買契約書のコピー 全ページのコピーを提出してください ➢売買契約書で引渡日が確認できない場合は譲渡日が確認できる登記事項証明書	—	☐ 家屋等の譲渡日 （令和 ____年 ____月 ____日） ☐ 売買契約書「引渡し日」が申請書「譲渡日」 ☐ 契約者（売り主）が申請者である

⑧ ☐	(家屋又は敷地の売買契約書／再掲)		☐ 家屋または敷地の譲渡日から譲渡日の属する年の翌年 2 月 15 日までに、家屋を耐震基準に適合させることが記載されている (工事完了予定日 令和 年 月 日)
④ (i) ☐	☐ 家屋の登記事項証明書 ➤家屋が未登記または相続登記が未了の場合や換価分割の場合は、遺産分割協議書等 ☐ 敷地の登記事項証明書	コピー不可 法務局 (函館地方合同庁舎 3F)	☐ 家屋と敷地のいずれも相続した相続人の数 _____ 人 (☐ 2名以下 ☐ 3名以上) ☐ 申請書「申請被相続人居住用家屋またはその敷地等の取得をした他の相続人の氏名及び住所」と一致
⑤ (i) ☐	☐ 耐震基準適合証明書のコピーまたは ☐ 建設住宅性能評価書のコピー ☐ 工事請負契約書のコピーおよび ☐ 工事費用の請求書や領収書等のコピー	建築設計事務所等 —	☐ 耐震基準に適合することとなった日 (耐震改修工事の完了日) 令和 年 月 日
⑥ ☐	(i)～(iii)のいずれか ☐ (i)電気、ガス、水道いずれかの使用中止日(閉栓日、契約廃止日等)が確認できる閉栓証明書等 《代替書類》 閉栓時の請求書等 ・支払の最終月の日割り計算の請求書、支払い証明書 ・合理的に利用停止が判断でき支払対象が死亡日から取壊日までの間の期間のもの ☐ (ii)宅建業者の広告 ☐ (iii)その他空家であったことを確認できる書類(相続～譲渡)	☐ (相続～譲渡)事業・貸付け・居住の用に供されていない 電力会社、ガス会社、企業局など ☐ 電気 ☐ ガス ☐ 水道 ☐ 閉栓日、契約廃止日等の日付が相続開始日(死亡日)以降のものである (閉栓等の日 令和 年 月 日)	☐ 「現況空き家」と表示されている ☐ 市が認める者(不動産管理会社等)が空家として管理を行っていたことの証明書 ☐ 空き家バンク登録済み ☐ その他 ()

☐	※郵送申請の場合 返信用封筒(2通分)	※遠方で窓口に来られない場合は郵送での申請が可能です ※交付手数料の払込書と審査後の確認書の送付用の2通分です ※申請者の住所・氏名を記入し切手を貼ってください
☐	交付手数料の納付の希望金融機関 ☐ 銀行 ☐ 郵便局(道内) ☐ 郵便局(道外)	主な指定金融機関(銀行) (北洋銀行・青森みちのく銀行・北海道銀行 ・北陸銀行・北海道労働金庫) ※審査後、市から郵送される納付書でお納めください

